

◆「権利を譲ってほしい」などの不審な電話にはご注意ください！

▽不審な電話はすぐに切りましょう！



知らない人から「A社(大手化粧品会社)の件で電話はなかったですか？」と電話があり、その日はないと言って断った。

その後、B社(証券会社)を名乗る人物から「あなたはA社の社債を購入することができる499人の中に選ばれた。社債を購入しないのであれば、その権利

を譲ってほしい」と言われたので応じた。

その後電話があり「あなたの名前で2,000万円分の社債を購入し、お金を振り込んだ。あとでA社から電話があるので、当社のことは言わないでほしい。証書はA社から届くので、後日行政書士と自宅に伺った時に名義変更をさせてほしい。お礼に10万円の商品券を差し上げる」と言われた。

その後にA社を名乗る人物から連絡があり「何か問題ありませんか」と聞かれたので、問題ありませんと答えたが、どうしたらいいか不安になったという相談が寄せられました。
(60歳代 女性)

相談者には、劇場型詐欺の手口であることと、この後、警察や国税庁などの公的機関を名乗る人物から「名義貸しは違法」と脅しをかけられて、示談金を請求されるなどの相談事例について情報提供しました。今後連絡があっても、相手にしないよう助言し、証書が届いても受け取り拒否するよう伝えました。

悪質事業者は様々な手口を用いて、消費者に近づいてきます。不審な電話があれば相手にせず、最寄りの警察署もしくは大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ！）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「メール相談」にアクセス

◇面 談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター

- ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]

- ・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時

